（銀行であることの禁止）

第二十二条　特定承継会社は、同時に、銀行であることができない。

（合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの制限）

第二十三条　特定承継会社は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関のいずれかを当事者とする合併、会社分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受けを行ってはならない。

（他の命令の適用）

第二十四条　勅令及び政令以外の命令であって主務省令で定めるものについては、主務省令で定めるところにより、特定承継会社を銀行又は信用農業協同組合連合会とみなして、これらの命令を適用する。

（罰則）

第二十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二　準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十六条　法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金刑を科する。

第二十七条　農林中央金庫、特定承継会社又は特定農水産業協同組合等の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一　附則第十七条において準用する法第四十二条第三項の規定による主務大臣の認可を受けないで同項に規定する行為をしたとき。

二　準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第二条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「営む」を「行う」に改め、同項に次の一号を加える。

四　当該農業協同組合連合会の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合

第十一条第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前項第四号に掲げる者

第二十七条中「第三十条第一項」の下に「及び第五十九条第二項第一号ロ」を加える。

第五十九条第一項中「又は第二項」を「及び第二項」に、「又は資料」を「及び資料」に改め、同条第二項中「第九十八条第十三項の規定」の下に「及び第六十一条の規定」を加え、同項ただし書中「ただし」の下に「、第六号から第九号までに掲げる権限は」を加え、「その権限を」を削り、同項各号を次のように改める。

一　法第十一条第三項、第十一条の八第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の九ただし書、第十一条の六十五第二項ただし書（法第十一条の六十七第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の六十六第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第五項ただし書、第四十四条第二項、第五十条の二第三項、第六十四条第二項、第六十五条第二項並びに第七十条の三第三項の規定による認可及び承認（次のイからニまでに掲げる認可又は承認の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項に関するものを除く。）

イ　法第十一条第三項の規定による承認　農業協同組合連合会又は承継農業協同組合（法第七十条第一項の規定により法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の権利義務を承継した農業協同組合をいう。以下この号及び第五号において同じ。）の信用事業規程の廃止

ロ　法第五十条の二第三項の規定による認可　農業協同組合連合会又は承継農業協同組合の信用事業の全部の譲渡及び農業協同組合連合会又は承継農業協同組合からの信用事業の全部の譲受け

ハ　法第六十四条第二項の規定による認可　農業協同組合連合会又は承継農業協同組合の解散

ニ　法第六十五条第二項の規定による認可　農業協同組合連合会又は承継農業協同組合を全部又は一部の当事者とする合併

二　法第九十七条の三第一項の規定による前号に掲げる認可又は承認の条件の付加及びこれの変更

三　第三十二条第五項ただし書の規定による承認

四　法第十一条第四項、第四十四条第四項、第五十条の二第七項、第六十四条第五項及び第八項並びに第九十七条（第三号から第八号まで及び第十二号に係る部分に限る。）の規定による届出の受理並びに法第五十四条の二第一項及び第二項並びに法第七十条の三第四項において準用する法第五十九条第二項の規定による書類の受理

五　法第七十一条第二項の規定による清算人の選任（農業協同組合連合会及び承継農業協同組合に関するものを除く。）

六　法第九十三条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び資料の提出の命令

七　法第九十四条第一項から第五項までの規定による検査（同条第一項の規定による検査にあつては、都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会に関するものを除く。）

八　法第九十四条の二第一項及び第二項並びに第九十五条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）

九　法第九十六条第一項の規定による処分（都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会に関するものを除く。）

（水産業協同組合法施行令の一部改正）

第三条　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項に次の一号を加える。

五　当該漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。第十条の二第一項第四号において「再編強化法」という。）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う漁業協同組合又は水産加工業協同組合並びに当該漁業協同組合又は水産加工業協同組合の子法人等及び関連法人等（前各号に掲げる者を除く。）

第十条の二第一項第三号中「営む」を「行う」に改め、同項に次の一号を加える。

四　当該漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う漁業協同組合又は水産加工業協同組合

第十条の二第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前項第四号に掲げる者

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令の一部改正）

第四条　協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「又は信用協同組合」を「、信用協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会」に改める。